

各支給認定保護者の皆様

新潟えきなかこども園

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。  
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟えきなかこども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

## 令和7年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

## 〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## ■教育標準時間認定児童(1号認定児童) 単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	242,038	242,038	221,068
5月	242,038	242,038	221,068
6月	242,038	242,038	221,068
7月	240,128	240,128	219,158
8月	240,128	240,128	219,158
9月	240,128	240,128	219,158
10月	301,208	238,468	217,498
11月	301,208	238,468	217,498
12月	301,208	238,468	217,498
1月	304,328	241,588	220,618
2月	301,208	238,468	217,498
3月	312,128	249,388	228,418

## ■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	259,370	251,870	178,140	170,640	158,060	150,560	105,060	97,510	84,950	77,450
5月	259,410	251,910	178,180	170,680	158,100	150,600	105,100	97,550	84,990	77,490
6月	259,370	251,870	178,140	170,640	158,060	150,560	105,060	97,510	84,950	77,450
7月	259,410	251,910	178,180	170,680	158,100	150,600	105,100	97,550	84,990	77,490
8月	259,410	251,910	178,180	170,680	158,100	150,600	105,100	97,550	84,990	77,490
9月	259,460	251,960	178,230	170,730	158,150	150,650	105,150	97,600	85,040	77,540
10月	259,410	251,910	178,180	170,680	158,100	150,600	105,100	97,550	84,990	77,490
11月	259,410	251,910	178,180	170,680	158,100	150,600	105,100	97,550	84,990	77,490
12月	259,370	251,870	178,140	170,640	158,060	150,560	105,060	97,510	84,950	77,450
1月	259,910	252,410	178,680	171,180	158,600	151,100	105,600	98,050	85,490	77,990
2月	259,370	251,870	178,140	170,640	158,060	150,560	105,060	97,510	84,950	77,450
3月	277,170	269,670	195,940	188,440	175,860	168,360	122,860	115,310	102,750	95,250

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途245×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,900を追加。